

忠岡町におけるパスポート（旅券）発給事務について



平成27年10月1日(木)からパスポート発給事務の一部が大阪府から忠岡町に移譲されました。

これにより、日本国籍を有し、忠岡町に住民登録のある方などはパスポートの申請、受け取りの手続きが役場でできるようになりました。

忠岡町で申請できる方

- ・日本国籍を有し、忠岡町に住民登録をしている方
- ・日本国籍を有し、忠岡町以外に住民登録をしているが、通勤（単身赴任など）・通学などの理由により忠岡町に居住している方（居所申請）

詳しくは、事前にお問い合わせください。

※次の場合は、大阪府パスポートセンターで申請していただくことになります。

- ・町の区域外で就労または就学しているなどの理由により、町の窓口の取扱時間にパスポートを受け取ることが困難な場合
- ・学校、会社等から団体申請を行う場合
- ・刑罰等関係事項に該当する場合
- ・震災特例旅券を申請する場合

- ・外務省と協議を行う必要のある特殊な場合（例：申請者が外国にいる親族等の疾病、事故、天災による死亡、入院等により、緊急に渡航する必要があると認められる場合など）

申請・受け取り(交付)手続きについて

- ・パスポートの申請に関しては代理の方が申請書類などを提出することができますが、受け取り(交付)は、パスポートの不正取得を未然に防止する上で極めて重要であるところから、年齢に関係なく申請者ご本人と義務付けられています。申請者ご本人が必ず受け取りにお越しく下さい。小さなお子さんにつきましては、ご家族の方などがお連れください。
 - ・代理人による受け取り(交付)や、郵送による受け取り(交付)は認められません。ただし、査証欄増補申請は代理の方による受け取り(交付)が可能です。
- ※申請から 6 か月以内に受け取りがない場合、そのパスポートは無効となり、受け取り(交付)ができませんのでご注意ください。
- ※忠岡町の窓口でパスポートの申請をした場合、受け取り(交付)は忠岡町の窓口になり

受付時間

申 請

月曜日から金曜日 午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分まで

受け取り(交付)

月曜日から金曜日 午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分まで

※申請の受付終了時間が受け取り(交付)の場合より早くなっていますのでご注意ください。

※土曜日・日曜日、祝休日、年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。

申請・受け取り(交付)の場所

役場パスポート窓口（住民課）

※一般旅券発給申請書、記載事項変更、増補、紛失届は、住民課窓口で配布しています。

忠岡町でできる申請の種類と必要書類

	申請区分	必要書類	代理申請※3	代理受取
新規申請	新規 初めて申請する場合、パスポートの有効期限が切れている場合など	<ul style="list-style-type: none"> 一般旅券発給申請書 1通 戸籍謄本または戸籍抄本 1通※1 写真1枚※2 本人確認書類※3 有効期限切れのパスポート 住民票 1通※5 	可能	不可
	切替新規 パスポートの有効期限が1年未満で、氏名・本籍地の都道府県に変更のない場合など	<ul style="list-style-type: none"> 一般旅券発給申請書 1通 写真1枚※2 有効なパスポート※4 (申請書には本籍を番地まで記入する必要がありますので、事前に本籍を確認しておいてください) <ul style="list-style-type: none"> 住民票 1通※5 	可能	不可
	訂正新規 記載事項を訂正し、新しくパスポートを作り直す場合	<ul style="list-style-type: none"> 一般旅券発給申請書 1通 戸籍謄本または戸籍抄本 1通※1 写真1枚※2 有効なパスポート※4 住民票 1通※5 	可能	不可
	記載事項変更申請 有効なパスポートをお持ちで、パスポートに記載された氏名・本籍の都道府県名等に変更が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> 一般旅券発給申請書(記載事項変更用) 1通 戸籍謄本または戸籍抄本 1通※1 (変更内容が分かるもの) 写真1枚※2 有効なパスポート※4 住民票 1通※5 	可能	不可
	査証欄増補申請 査証欄が不足して追加する場合	<ul style="list-style-type: none"> 一般旅券査証欄増補申請書 1通 増補を受けようとする有効なパスポート※4 	可能	可能
	紛失届 有効中のパスポートを紛失・焼失した場合 ※過去の発給履歴の確認を行うため時間を要します	<ul style="list-style-type: none"> 紛失一般旅券等届出書 1通 写真1枚※2 本人確認書類※3 紛失(罹災)証明書 (警察署・消防署で証明書を取得してください) ※入手困難時は役場(住民課)に相談してください 帰国証明書(帰国証明書で帰国された人) 住民票 1通※5 	不可	

- ※1 発行から6か月以内の原本/同一戸籍内にある2人以上が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通で共用可能
- ※2 縦45mm×横35mmの線なし・正面・無帽・無背景などの規格にあったもので、6か月以内に撮影されたもの [大阪府パスポートセンター\(写真の規格・見本\)](#)
(写真は貼らずに持参してください)
- ※3 運転免許証や住基カード(写真付き)などは1点、健康保険証や年金手帳などは他にもう1点(計2点)必要 [大阪府パスポートセンター\(本人確認書類\)](#)
(代理提出する場合は、代理提出する人の本人確認書類1点も合わせて提示してください)
[大阪府パスポートセンター\(代理提出\)](#)・[大阪府パスポートセンター\(未成年者の申請\)](#)
- ※4 著しく破損したパスポートは事前にお問い合わせください
- ★ 町外に住民登録をしているが、単身赴任や通学などで町内に居住している人(居所申請)は事前にお問い合わせください
- ※5 住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の利用を希望しない方、居所申請の方は6か月以内に発行された住民票が必要になります

居所申請とは

忠岡町外に住所(住民票に記載されている住所)があり、忠岡町内の居所(現在お住まいの住所)から通学、通勤している方等が居所申請の対象になります。

■ 居所申請される方は通常の申請書類に以下書類を追加の上、申請してください。

- ・ 住民票 1 通(6 か月以内に発行されたもの)
- ・ 居所を確認できる書類

学生…居所の記載のある学生証、在学証明書など

長期出張者、単身赴任者等…居所の記載のある会社の身分証明証や居所証明書など

船員(寄港地上陸の船員)…船員手帳、居所(停泊地)を証明する船長の証明書など

その他…居所が記載された運転免許証・健康保険証、居所に届いた郵便物、居所の賃貸借契約書、居所証明書など

※査証欄の増補申請をされる方は、住民票と居所を確認する資料は不要です。

申請書の現住所欄に住所と居所をそれぞれ記入してください。

(様式) 居所証明書

忠岡町で受付できない申請

次の場合は大阪府パスポートセンターでの申請手続きが必要です。

詳しくは[大阪府パスポートセンター（窓口のご案内・パスポートセンター本所）](#)にお問い合わせください。

- ・ 申請者が町の区域外で就労または就学している等の理由により、役場の窓口の受付時間に交付を受けることが困難な場合
- ・ 外務省と協議を行う必要のある特殊な場合（例：申請者が外国にいる親族等の疾病、事故、天災による死亡、入院等により、緊急に渡航する必要があると認められる場合など）
- ・ 業務上等の理由により、旅券を早期に発給する必要がある場合
- ・ 学校、会社等から団体申請を行う場合
- ・ 震災特例旅券を申請する場合

- ・ 刑罰等関係事項に該当する場合

申請から受け取り(交付)までの所要日数

申請区分	所要日数(申請日を含む)	
	忠岡町パスポート窓口	大阪府パスポートセンター窓口
新規申請	10日	6日
切替新規申請		
訂正新規申請		
記載事項変更申請	10日	6日
査証欄増補申請	6日	2日

※土曜日・日曜日、祝休日、年末年始は所要日数に含みません。

※提出書類に不備などがあつた場合は、申請受付ができない場合があります。

※お急ぎの場合は、[大阪府パスポートセンター](#)で申請してください。

パスポートの申請手続きは余裕を持ってお早めに！

受け取り(交付)時の必要書類

- ・ 一般旅券(パスポート)引換書 **(申請受付の際に窓口でお渡しします)**
- ・ 手数料(大阪府証紙・収入印紙)
- ・ その他(提出、提示をお願いしたもの)

手数料一覧

申請の種類	大阪府証紙	収入印紙	合計
新規・切替新規・訂正新規申請 【10年有効旅券（20歳以上）】	2,000円	14,000円	16,000円
新規・切替新規・訂正新規申請 【5年有効旅券（12歳以上）】	2,000円	9,000円	11,000円
新規・切替新規・訂正新規申請 【5年有効旅券（12歳未満）】	2,000円	4,000円	6,000円
記載事項変更申請	2,000円	4,000円	6,000円
査証欄増補申請	500円	2,000円	2,500円

手数料は、受け取り(交付)時に大阪府証紙と収入印紙で納めていただきます。

パスポートに使用する大阪府証紙と収入印紙は、役場会計課窓口で購入できます。（支払いには現金に限ります。）

＜申請者の年齢はパスポートの申請時における満年齢です＞

- ・12歳未満の方の手数料は減額されます。年齢は「年齢計算に関する法律」（明治35年法律第50号）により誕生日の前日に1歳加算され、12回目の誕生日の前日に12歳となります。このため、手数料の減額措置は、**12回目の誕生日の前々日までに申請を行った方に適用**されます。

関連ページ

[大阪府パスポートセンター](#)

[外務省 パスポート A to Z](#)

お問い合わせ先

〒595-0805

大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

住民部 住民課 パスポート窓口

電話：0725-22-1122（代表） 171（内線）

ファックス：0725-22-1127



PDF ファイルを閲覧するには「Adobe Reader（Acrobat Reader）」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader（Acrobat Reader）」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。